

令和7年度京都府立特別支援学校小学部・中学部等通学区域

教育庁指導部特別支援教育課

特別支援学校名	通学区域又は対象
盲 学 校	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、亀岡市、南丹市、京丹波町
盲 学 校 舞 鶴 分 校	綾部市、福知山市、舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町
聾 学 校	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、亀岡市、南丹市、京丹波町
聾 学 校 舞 鶴 分 校	綾部市、福知山市、舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町
向 日 が 丘 支 援 学 校	向日市、長岡京市、大山崎町
宇 治 支 援 学 校	宇治市、城陽市
城 陽 支 援 学 校	独立行政法人国立病院機構南京都病院重症心身障害施設入所者
八 幡 支 援 学 校	八幡市、久御山町、桃山学園入所者
井手やまぶき支援学校	木津川市（梅美台小学校区、州見台小学校区、城山台小学校区、上狛小学校区、棚倉小学校区）、京田辺市、井手町、宇治田原町
南 山 城 支 援 学 校	木津川市（木津小学校区、相楽小学校区、高の原小学校区、相楽台小学校区、木津川台小学校区、加茂小学校区、恭仁小学校区、南加茂台小学校区）、笠置町、和束町、精華町、南山城村
丹 波 支 援 学 校	亀岡市、南丹市、京丹波町
丹波支援学校亀岡分校	社会福祉法人花ノ木医療福祉センター入所者
中 丹 支 援 学 校	綾部市、福知山市
舞 鶴 支 援 学 校	舞鶴市
舞鶴支援学校行永分校	独立行政法人国立病院機構舞鶴医療センター入院者 京都府立舞鶴こども療育センター入所者
与 謝 の 海 支 援 学 校	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町

- 備考
- この通学区域は、令和6年9月2日から施行する。
 - この通学区域は、令和7年度京都府立特別支援学校小学部及び中学部入学生の通学区域である。
 - 盲学校舞鶴分校及び聾学校舞鶴分校の設置学部は、幼稚部及び小学部である。
なお、中学部は、本校に設置している。
 - 通学上の安全面や身体的負担等の内容を考慮・検討する必要がある場合は、特別支援教育課において別途協議する。
 - 井手やまぶき支援学校の通学区域のうち、京田辺市立大住小学校区、京田辺市立松井ヶ丘小学校区、京田辺市立薪小学校区及び京田辺市立桃園小学校区在住の者で、保護者が八幡支援学校への就学を希望する場合には当該校へ就学させるものとする。

6 八幡支援学校の通学区域のうち、次表左欄の調整地域については、次表右欄のとおり取り扱う。

調整地域	取扱い
八幡市八幡樋ノ口 八幡市川口高原 八幡市八幡長町（宇治川以南）	原則として、京都府立八幡支援学校とする。 ただし、保護者が京都市立呉竹総合支援学校への就学を希望する場合には、個別協議の上、就学先の特別支援学校を決定する。
八幡市八幡長町（宇治川以北） 久世郡久御山町大橋辺	原則として京都市立呉竹総合支援学校とする。 ただし、保護者が八幡支援学校への就学を希望する場合には、個別協議の上、就学先の特別支援学校を決定する。

7 京都市のうち、次表左欄の調整地域については、次表右欄のとおり取り扱う。

調整地域	取扱い
伏見区淀際目町 伏見区淀生津町 伏見区向島下五反田	原則として八幡支援学校とする。 ただし、保護者が京都市立呉竹総合支援学校を希望する場合には、個別協議の上、就学先の特別支援学校を決定する。
右京区京北 （京都市立京都京北小中学校区）	保護者が丹波支援学校への就学を希望する場合には、個別協議の上、就学先の特別支援学校を決定する。